

考えませんか？

遺言のススメ



ゆいごん

遺言は、家族や大切な人への最後のメッセージ

行政書士が全力サポート！

遺言は、家族や大切な人への最後のプレゼントとも言われています。相続人の方や、大切な方へ、あなたの意思を残すことができます。

相続を「争続」にしないためにも、遺言を書いておくことは、大切なことです。困ったときはご相談ください。行政書士は、相続や遺言について専門的な知識を有する法律分野の国家資格者です。

遺言書はありますか？

遺産の相続においては、まず遺言書に書かれた内容が、第一に優先されます。遺言書が2つ出てきたときは、書かれた日付が後のものが正式な遺言書となります。**封に印が押してある遺言書は、勝手に開封してはいけません。**家庭裁判所で開封してもらいます。遺品の中に遺言書が見つからないときは、行政書士などが預かっていたり、貸金庫にある場合もあります。なければ、「公正証書遺言」があるかどうか、お近くの公証役場に確認をとります。

公正証書遺言（こうせいしょうしょ ゆいごん）と自筆証書遺言（じひつしょうしょ ゆいごん）

遺言には、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類が一般的です。

① 公正証書遺言

公正証書遺言とは、遺言者が公証人の前で遺言の内容を伝え、その内容を公証人が公正証書として作成する遺言のことです。

遺言書は、コンピューター化により全国の公証役場でその有無を確認することができます。公証人の前で遺言書を作成するため、遺言書の改変や遺言意思の有無についての争いなど、後のトラブル防止に効果が期待できます。



② 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、法律の定める方式によって、遺言者が任意に作成する遺言書のことです。

遺言書には、相続財産の配分やその方法、相続財産の目録、祭祀の承継者（仏壇やお墓の管理を引継ぐ人）などを記述します。

また、家族への感謝の気持ちや家業の発展など、遺言者の最後の想いを書き記す、「付言事項」を加えることもできます。なお、法務局が保管する制度が始まりました。





夫婦で遺言を残そうかと思っています。1つの遺言書で作成することはできますか？

遺言書は、**2人以上の人が同一の書面ではできない**とされています。遺言は、他の人に影響されることなく作成されるべきであることや、ひとりの記載分について無効な内容がある場合のもうひとりの記載分の扱いの問題などがあるためです。作成の注意点など、お気軽にご相談ください。

公正証書遺言を勧められたが、1度作ったら直せなくなるのではないかと不安なのですが。



遺言は、公正証書でも自筆証書でも、**何度でも書きなおすことができます**。書き直した場合、以前に書いたものと重なる部分は、新たに書き直した部分が優先されます。通常は、間違いを避けるため、「先の遺言をすべて撤回して、改めて遺言する」などとします。

公正証書と自筆証書のメリット・デメリット

公正証書

- 対外的な信用度が高いため、相続手続きがスムーズに行える
- 専門家が関与し、法的に間違いのない遺言書を作成できる
- 作成に費用がかかり、証人2人を用意する必要がある

自筆証書

- 費用を気にせず、気軽に書ける
- 方式に従っていないものは無効となることがある
- 家庭裁判所での検認手続きが必要。ただし、法務局の保管制度利用の場合は不要。



公正証書の場合、証人になれる人、なれない人はいるの？

証人になれる人は法律で定められています。具体的には、未成年者、相続人となる方などです。また、遺言で第三者に遺産を譲るとした場合、その第三者も証人にはなれませんので注意が必要です。

行政書士は、職務として証人になれますし、公証役場で紹介してもらえることもありますので、一度、ご相談ください。

遺言書を作成しておくことで、自分が亡くなった後、相続人同士が無用な争いをすることなく、スムーズに財産を次の世代に引き継ぐことができます。また、人が亡くなると、相続人や相続財産を調べたり、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。行政書士は遺言書の作成・相続手続等に関する業務を行います。

◇ **お困りのときはご相談ください。**

行政書士が作成する書類や扱う手続には以下のものがあります。

- 遺言書（自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言等）作成の相談・原案作成
- 相続人の調査 ● 遺留分減殺請求 ● 遺言執行 ● 遺産目録の作成 ● 遺産分割協議書の作成
- 成年後見に関するご相談 ● 任意後見契約・・・他



- ◆ 行政書士には**守秘義務**があり、これは法律で定められています。安心してご相談ください。
- ◆ **行政書士でない者が**他人から依頼を受け、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成して報酬を得ること（他の法律に別段の定めがある場合等は除く）は、**法律で禁止**されています。国家資格者である行政書士かどうかは、日本行政書士会連合会のホームページから確認できます。



お問い合わせ： **宮城県行政書士会事務局**
〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目3-5

宮城県行政書士会

検索

TEL:022-261-6768

令和2年8月改訂